

消費税軽減税率制度等説明会開催のご案内

主催 津税務署 法人課税部門

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。下記の日程・会場で軽減税率制度の概要や制度への対応に係る支援制度などをテーマとした説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

開催日	時 間	開催場所	定 員	問合せ先	
4月16日(火) (午前/午後2回開催)	10:00~11:00	津税務署 別館 第一会議室 (津市桜橋2丁目99)	50名	津税務署 法人課税部門 059-228-3131(内線611)	
	14:00~15:00				
4月22日(月) (午前/午後2回開催)	11:15~12:00			津税務署 法人課税部門 059-228-3131(内線314)	
	15:15~16:00				
4月23日(火)	11:15~12:00				
5月28日(火) (午前/午後2回開催)	10:00~11:00			津税務署 法人課税部門 059-228-3131(内線611)	
	14:00~15:00				
6月19日(水) (午前/午後2回開催)	10:00~11:00				
	14:00~15:00				
7月4日(木) (午前/午後2回開催)	10:00~11:00				
	14:00~15:00				
8月6日(火) (午前/午後2回開催)	10:00~11:00				
	14:00~15:00				
9月18日(水) (午前/午後2回開催)	10:00~11:00				
	14:00~15:00				

○会場の収容人員の都合によりご出席いただけない場合もございます。

○説明会終了後簡単なアンケートを実施しますので筆記用具をご持参ください。

○駐車場の施設が限られていますので車でのご来場はご遠慮ください。

